

精密工学会フェロー制度に関する規程

(目的)

第1条 精密工学分野における学術活動、実用化技術開発および本学会の発展に顕著な業績を示した者に精密工学会フェロー(以下「フェロー」と略す)の称号を与え、もって、会員の名誉とし、国内外で活動を促すとともに、本学会の活性化に資することを目的とする。

(フェロー候補資格)

第2条 フェローの称号を受ける資格は第1条に記す業績を有する本学会の正会員であることとする。ただし、理事会または執行委員会が特に認めた場合はこの限りではない。

(選考委員会)

第3条 フェロー候補者を選考するためにフェロー選考委員会(以下、「選考委員会」という)を設置する。

2. 選考委員会は特段の事情のない場合、会長を除く執行委員会メンバーで構成し、委員長は本部推薦副会長、幹事は総務委員長がこれにあたる。
3. 選考委員長候補者は毎年、「委員会構成」および「当年度選考方針」を理事会または執行委員会に提案し、承認を得て委員会を召集する。

(推薦方法)

第4条 選考委員会は別に定める内規「推薦基準および選考方法」に基づき、下記により推薦された被推薦者から候補者を選考し、候補者案を理事会または執行委員会に提案する。

- (1) 推薦依頼先(正会員、賛助会員、学会関連諸組織など)から所定の推薦書をもって推薦期限までに推薦された正会員
- (2) 当該年度3月末日までに、別に定める「学会貢献基準」に到達すると選考委員長が認めた正会員
- (3) 理事会または執行委員会において特に推薦のあった者

(認定および公表)

第5条 理事会または執行委員会は選考委員会からの候補者提案を受け理事会の議を経てフェローを認定し、春季贈賞式において精密工学会フェローの認定者を公表する。

2. 新たにフェローに認定された者の氏名と所属を精密工学会誌に公表する。

(フェローの任務)

第6条 フェローの称号を得た会員は、精密工学分野を先導し若手研究者・技術者の目標となるべきことを自覚し、精密工学・技術の発展に一層寄与すると共に、本学会の代表的会員として学会の諸活動へ積極的に参画し、本会の目的の達成に率先して努力する責務を負うものとする。

(会員種別)

第7条 フェローは称号「精密工学会フェロー」を公式に使用することが出来るが、定款上の新たな会員種別とはしない。

(フェロー称号の返上)

第8条 フェローが本学会の会員でなくなったとき、あるいは第6条の任務遂行が困難などの理由で本人から返上の申し出があったとき、フェローの称号の返上が承認される。

(その他)